

# 化管法

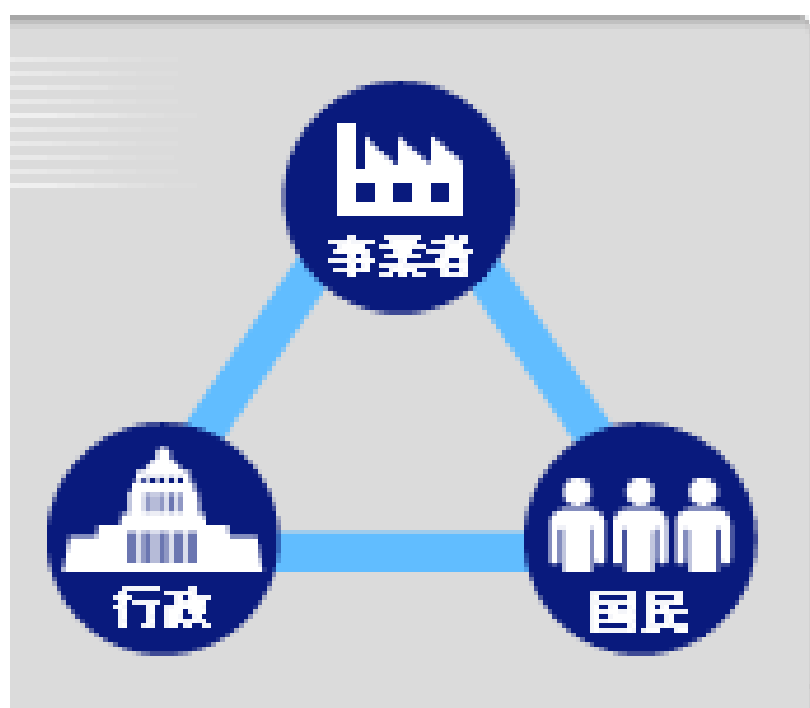
(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

## のこと、ご存知ですか？

化管法とは、

PRTR制度とSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。

## PRTR制度



製造業、燃料小売業、廃棄物処理業など  
24業種が対象！

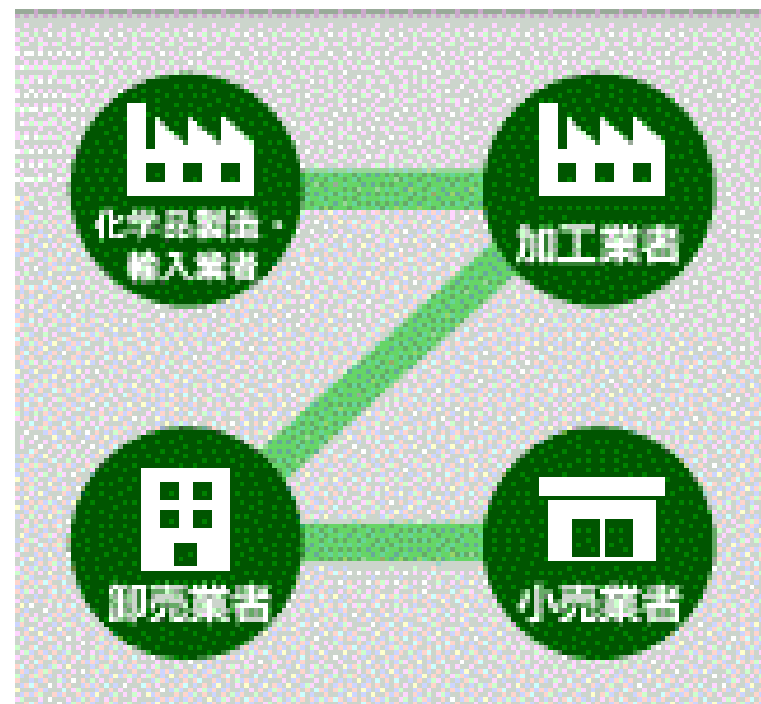
事業者は、対象化学物質を排出・移動した際に、その量を把握し、毎年度6月末までに国に届け出る義務があります。国等は、毎年2～3月に、集計データを公表しています。

※届出には便利な電子届出をご利用ください。

業種を問わず  
全事業者が対象！

事業者は、他の事業者に、対象化学物質等を譲渡・提供する際に、その情報（SDS）を提供する義務があります。

## SDS制度



詳細は、化管法HPをご覧ください

URL：[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/)

# 令和5年4月、化管法の対象物質が変わりました！

詳細は、化管法ホームページをご覧ください。

URL: [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/8\\_4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html)

- 令和3年10月に改正政令が公布され、**令和5年4月に対象物質が変わりました。**

第一種指定化学物質は**462物質→515物質**に。  
第二種指定化学物質は**100物質→134物質**に。

- 従来の政令番号に代わり、**1物質ごとに固有で対応する管理番号**が付与されます。

**PRTR制度では令和6年度の届出から管理番号を使用。**

## 【改正に伴う対象物質の切替え時期】

| 制度   | 実施主体 | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度)   |
|------|------|-------------------|---------------------|
| PRTR | 事業者  | 把握 (改正後物質)        | 把握 (改正後物質)          |
|      |      | 届出 (改正前物質：令和4年度分) | 届出 (改正後物質) ※管理番号を使用 |
|      | 国    | 公表 (改正前物質：令和4年度分) | 公表 (改正後物質)          |
| SDS  | 事業者  | 対象 (改正後物質)        |                     |

令和5年4月から対象物質が見直しされました。各サプライチェーンの事業者へ情報が行き渡るよう、改正に対応したSDSを共有していただくようご協力をお願いいたします。

## 化管法の概要・見直しに関するwebセミナー開催！

### ●化学物質管理セミナー2023（ライブ配信・オンデマンド配信）

本セミナーは、基礎編（化管法業務が初めての方や再確認したい方向けに、基本的な概要をご説明）、実務編（PRTR届出、SDS作成される方向けに、実際の対応含めてご説明）と異なるプログラムをご用意しています。

【ライブ配信】※第1回、第2回とも事前登録が必要です。秋以降に第3回、第4回を実施予定。

第1回（実務編）令和5年7月20日（木）

第2回（基礎編）令和5年7月26日（水）

【オンデマンド配信】 秋以降に実施予定

（詳細は以下をご確認ください：開催案内掲載URL）



[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/seminar2023.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2023.html)